

自営等や企業で働く障がいのある方へ

函館市重度障がい者等就労支援特別事業のご案内

障害者総合支援法の各種障害福祉サービス（重度訪問介護・同行援護・行動援護）と同等の支援を通勤時や職場等において実施し、重度の障がいがある方の就労機会の拡大や就労継続をサポートします。

◆ 対象となる方

本市に居住し、**重度訪問介護、同行援護、行動援護のいずれかの障害福祉サービスの支給決定を受けている方**

(1) 民間企業に雇用されている方

週の所定労働時間が10時間以上の方（就労継続支援A型事業所の利用者を除く）。ただし、週の所定労働時間が10時間未満であっても、当該年度末までに10時間以上に引き上げることを目指すことが支援計画書により確認できた場合は対象となります。

※ 民間企業に雇用されている方については、勤務先において独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（JEED）の障害者雇用納付金制度に基づく助成金の申請を行う必要があります。

(2) 自営業者等の方

当該自営等に従事することにより所得の向上が見込まれ、従事する時間が週10時間以上の方（国家公務員、地方公務員、国会議員、地方議会議員等の公務部門で雇用される方、これに準ずる方を除く）。



◆ 支援内容

(1) 職場介助

- ・業務に必要な介助等（パソコンの準備や調整、代読や代筆、書類等の整理、業務上の外出支援 等）
- ・その他上記以外の部分において必要と認められた介助等（排泄介助、喀痰吸引、安全確保のための見守り 等）

(2) 通勤援助

- ・通勤時の移動介助



◆ 利用者負担額

原則としてサービス提供費用の1割が利用者負担となります。ただし、世帯の収入状況によって負担上限月額が設定されています。

◆ ご利用方法

本事業の利用にあたっては、事前に手続が必要となりますので、下記までお問合せください。



【担当】 函館市役所 障がい保健福祉課
社会参加・事業担当

電話 0138-21-3263

Email fukushi-shougai@city.hakodate.hokkaido.jp

